

知名町空き缶等ポイ捨て防止条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 16 日

知名町長 平 安 正 盛

## 知名町条例第 25 号

### 知名町空き缶等ポイ捨て防止条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、知名町の環境美化の促進及び保持を図るため、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となり、空き缶等のポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内において、事業活動を行う者をいう。
- (3) 占有者等 土地若しくは建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類するもので、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等を回収容器又はごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (7) 自動販売機 規則で定める自動販売機を除く自動販売機をいう。

#### (町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

#### (町民等の責務)

第 4 条 町民等は、空き缶等のごみを散乱させないために、家庭外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により生じる空き缶等ポイ捨ての防止について、町民等に対する意識の啓発及び適正な回収活動を実施しなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために町の実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等はその占有又は管理する土地及び建物に空き缶等のごみの散乱防止に必要な措置を講ずるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第7条 何人も、公共の場所にポイ捨てをしてはならない。

2 自動販売機により容器に収納した飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設け、これを適正に処理及び管理しなければならない。

3 公共の場所等において、印刷物を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該配布物を回収しなければならない。

4 公共の場所等において催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(清潔の保持)

第8条 町民等、事業者及び占有者等は海岸、道路、河川、水路、ため池、公園、広場、キャンプ場、山林、田畑、原野及びその他の場所並びに他人が所有し、管理する場所に空き缶等のごみをみだりに捨ててはならない。

(自動販売機の届出)

第9条 自動販売機により飲食料を販売しようとするものは、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項をあらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置の場所

(3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法

(4) その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第10条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届出なければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合、又は当該届出に係る自動販売機による飲食料の販売を廃止したときは、その日から15日以内にその旨を町長に届けなければならない。

(届出済証)

第 11 条 町長は第 9 条、第 10 条第 2 項（廃止の届出に関する部分を除く。）による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

(指導)

第 12 条 町長はポイ捨て等を防止するために必要な指導を行うことができる。

2 町長は第 4 条から第 10 条までの規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を指導する事ができる。

(勧告)

第 13 条 町長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなくその指導に従わないときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(過料)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者で、前条の規定による勧告を受けてこれに従わなかった者は、2 万円以下の過料に処することができる。

(1) 第 7 条第 1 項の規定に違反して、公共の場所等にポイ捨てをした者

(2) 第 9 条第 1 項の各号の規定に違反して、自動販売機により、飲食物を販売した者

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に自動販売機により飲食物を販売する者は、この条例の施行の日から起算して 60 日以内に第 9 条の規定による届出を規則で定めるところにより行わなければならない。